

令和6年度

全国労働衛生週間

本週間 10月1日～10月7日
準備期間 9月1日～9月30日

9月は職場の健康診断
実施強化月間です

- ・健康診断の実施
- ・健康診断後の事後措置
- ・健康診断の記録、保管
- ・保健指導



などを実施し、健康管理を推進しましょう！

スローガン「推してます みんな笑顔の健康職場」

※このスローガンは、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることを目的としています。

令和6年度全国衛生週間の実施について

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的としています。昭和25年に第1回が実施されて以来、今年で第75回目を迎えます。

全国の労働衛生を取り巻く現状は、労働人口の約3人に1人が何らかの病気を抱えながら働いています。厚生労働省が公表した令和5年度における過労死等事案の労災認定件数は1099件で、このうち、精神障害による労災認定件数は、過去最多の883件となっています。また、化学物質による労働災害のうち、約8割が個別規制の規制対象外の物質によるものであること、石綿含有建築材を用いた建築物の解体は、2030年頃をピークに見込んでいるなど多岐に渡る課題があります。このような状況を踏まえ、各分野において、所要の法令改正を行うなど対策を強化するほか、令和5年度から第14次労働災害防止計画を進めているところです。

全国労働衛生週間を契機に職場の状況を見直し、自主的な労働衛生活動の推進を図りましょう。

[全国労働衛生週間や準備期間中の実施事項等を記載した実施要綱](#)



電子申請の原則義務化について

令和7年1月1日から労働者死傷病報告書や定期健康診断結果報告書など、一部の手続きについて電子申請が義務化されます。ただし、特定化学物質健康診断結果報告書など、一部非対象のものもありますので、詳細は下記QRコードから確認をお願いいたします。なお、当分の間は経過措置により、書面による提出も可能です。



電子申請を行えば、オンラインで書類提出や申請が可能となります。



電子申請に関する特設サイトはこちら

SAFEコンソーシアムにおけるSAFEアワードについて

厚生労働省が推進幹事となっているSAFEコンソーシアムでは、「転倒災害防止部門賞」、「腰痛予防部門賞」、「安全な職場づくり部門賞」、「エイジフレンドリー部門賞」、「企業等間連携部門賞」の各アワードを設けて表彰しています。このSAFEコンソーシアムアワードの趣旨は、優良な取り組みを行う企業の見える化を図り、表彰を行うことで、企業や労働者の安全衛生の取り組みを促進することにあります。また、加盟する企業の取り組みを公表することにより、加盟者間の安全衛生対策を共有することにも繋がります。

過去の受賞アワードについては、下記QRコードより確認することができますので、自社の安全衛生対策の参考にするとともに、SAFEコンソーシアムへの加盟をご検討ください。

加盟の条件は特にありませんが、SAFEコンソーシアムの趣旨に賛同いただき、事務局の承認を受けることで加盟することができます。具体的な加盟方法は下記QRコードをご確認ください。



過去の受賞アワードはこちら



加盟方法ははこちら



宮崎労働局 第14次労働災害防止推進計画 (計画期間:令和5年度～令和9年度)

宮崎労働局は、労働者一人一人が安全で健康に働くことのできる職場環境の実現を目指し、宮崎労働局第14次労働災害防止推進計画を策定しました。本計画では8つの重点事項を掲げていますが、特に労働衛生に関する重点事項は、

- 労働者の健康確保対策の推進
- 化学物質等による健康障害防止対策の推進

上記、の重点事項に関して、労働局及び事業者が取り組む事項を示すとともに、取り組みの成果を評価するため、下記を目標として掲げています。

労働者の健康確保対策の推進について (アウトカム指標)

- ・企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
- ・勤務間インターバルを導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。
- ・各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに20%以上増加または80%以上とする。 など

(アウトカム指標)

- ・週の所定労働時間が40時間以上である労働者のうち、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合を2025年までに5%以下とする。 など

化学物質による健康障害防止対策の推進

(アウトカム指標)

- ・労働安全衛生法に基づくラベル表示・安全データシート(SDS)の交付義務対象となっていないが、危険性または有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を80%以上とする。

- ・熱中症災害防止のために厚さ指数を把握し活用している事業場の割合を増加させる。 など

(アウトカム指標)

- ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害の件数を第13次労働災害防止推進計画と比較して、5%以上減少させる。

- ・増加が見込まれる熱中症による死者数を第13次労働災害防止推進計画期間以下とする。



宮崎労働局 14次防はこちら



STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

- ・キャンペーン期間 : 5月1日～9月30日
- ・準備期間 : 4月
- ・重点取組期間 : 7月



県内の職場における熱中症の発生状況など



職場における熱中症予防情報 (ポータルサイト)



緊急要請文 (宮崎労働局HP) チューイカン吉



夏場は熱中症による労働災害の発生が懸念されることから、宮崎労働局は令和6年7月12日付けで熱中症予防対策に関する緊急要請を行いました。また、上記ポータルサイトにおいて、熱中症予防に有益な情報を公開していますので、熱中症対策にぜひご活用ください。



主唱 宮崎労働局
宮崎労働基準監督署
延岡労働基準監督署
都城労働基準監督署
日南労働基準監督署

協賛 (公社)宮崎労働基準協会
建設業労働災害防止協会宮崎県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会 宮崎県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 宮崎県支部
(公社)建設荷役車両安全技術協会 宮崎県支部
宮崎産業保健総合支援センター

宮崎県産業安全衛生大会

とき 令和6年11月13日(水)13時30分～
ところ 宮崎市佐土原総合文化センター

第83回 全国産業安全衛生大会

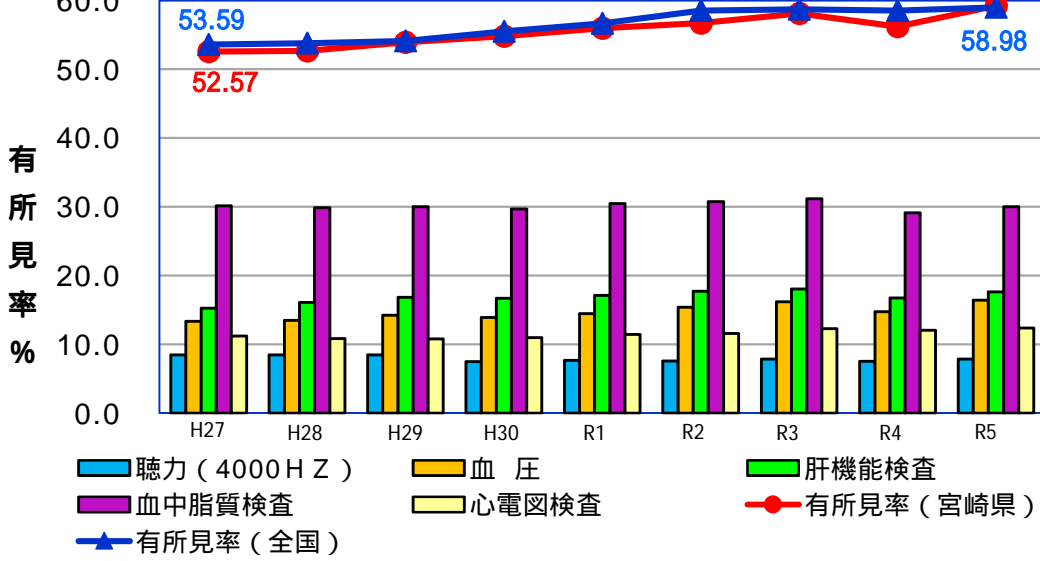
2024 11.13 WED 15 FRI



宮崎県内における労働衛生の現状

定期健康診断における有所見者の推移

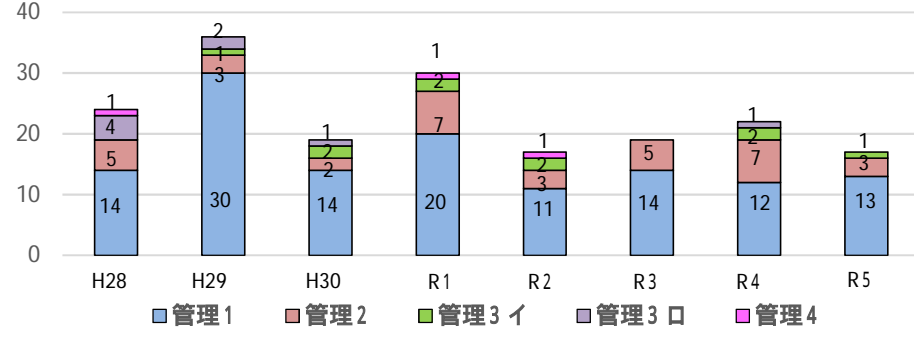
59.20



特殊健康診断の有所見率 (%) (令和5年)

有害業務	宮崎県	全国平均	有害業務	宮崎県	全国平均
有機溶剤	4.17	3.20	高気圧障害	0.00	7.01
鉛	1.90	1.54	石綿	0.00	1.04
電離放射線	18.34	10.55	特定化学物質等	0.83	1.53

じん肺管理区分決定状況



定期健康診断の結果に基づく宮崎県内の有所見率は、全国平均より低い数値で推移していましたが、令和5年には全国平均値を上回ってしまいました。また、各特殊健康診断の結果を見ると、宮崎県内の有機溶剤、電離放射線、鉛の有所見率が全国平均よりも高くなっています。事業者は健康診断の結果、所見のあった者に対して、医師から意見聴取を行い、必要が認められた場合、医師の意見に基づいた措置を行いましょう。医師による意見聴取については、下記に詳しく記載しています。

産業保健活動総合支援事業

宮崎産業保健総合支援センターのサービス内容

事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談への対応や研修などを行います。

- 産業保健関係者に対する専門的研修等
- 産業保健関係者からの専門的な相談への対応
- メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
- 治療と仕事の両立支援
- 産業保健に関する情報提供・広報啓発
- 事業者・労働者に対する啓発セミナー



始まっています
「治療と仕事の両立支援」

宮崎産業保健総合支援センター
宮崎市祇園3丁目1番地 矢野産業ビル2階
TEL 0985-62-2511

地域産業保健センターのサービス内容 (労働者50名未満の事業場を対象)

- 労働者の健康管理 (メンタルヘルスを含む) に係る相談
- 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- 長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
- 個別訪問指導による産業保健指導の実施



宮崎県中部地域産業保健センター
宮崎市祇園3丁目1番地 矢野産業ビル2階
TEL 0985-71-1069

宮崎県北地域産業保健センター
延岡市出北6丁目1621 (延岡市医師会内)
TEL 0982-26-6901

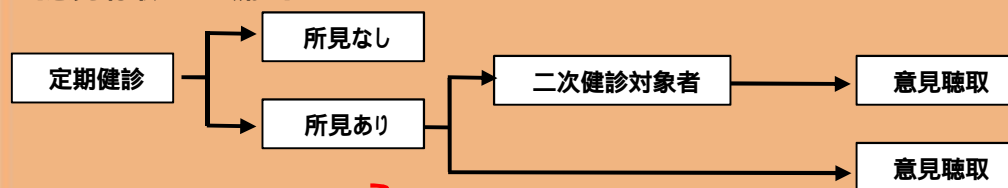
宮崎県都城・西諸地域産業保健センター
都城市姫城町8-23 (都城市北諸県部医師会内)
TEL 0986-22-0754

宮崎県南那珂地域産業保健センター
日南市上野町1-1-17 (南那珂医師会内)
TEL 0987-23-2951

健康診断有所見者に対する就業上の意見聴取について

定期健康診断において「有所見」(健診を行った医師の判断による)と診断された労働者については、医師から就業上の意見(これまでどおり働かせてもよいかどうかの意見)を聴取しなければなりません。

【意見聴取までの流れ】



- 【就業上の意見の種類】
- 通常勤務
 - 就業制限 (残業制限など)
 - 要休業

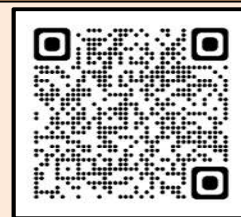
健康診断個人票に医師の意見を記載していないケースが目立ちます。

上記の意見聴取は労働安全衛生法第66条の4 (労働安全衛生規則第51条の2) において事業者が義務付けられていることから、意見聴取を行っていない場合には法違反を指摘されることになります。

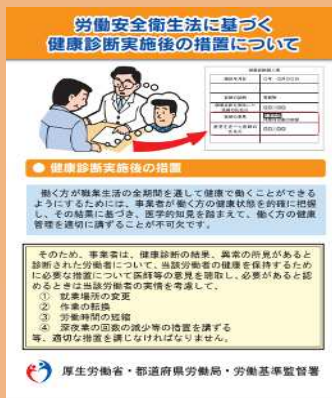
上記法違反は、事業場の規模に関わらず、産業医の選任義務のない労働者数50名未満の事業場であっても成立します。このような場合には、左記地域産業保健センターを利用することにより、無料で医師による意見聴取を行うことができます。

地産保の無料「意見聴取」については、左記の県内4つの地域産業保健センターにお問い合わせください。

左記リーフレットは、
下記QRコードから
確認することができます。



意見聴取の詳細
(厚労省リーフレット)



電離放射線健診における有所見者の増加について

【宮崎県内の有所見率は全国平均値を大きく上回っています】

電離放射線健康診断の結果をみると、有所見者に関する全国平均値が10.55%であるのに対して、宮崎県内の有所見率は18.34%と、全国平均値を大きく上回っています。

近年の電離放射線健康診断有所見率に関する推移をみると、平成30年以降、5年連続で有所見率が増加し、令和5年には有所見率が18%を超える結果となっており、医療従事者等の被ばく線量管理と被ばく低減対策の取り組みが求められています。

【電離放射線健康診断の有所見者を減少させるために】

電離放射線は目に見えないことから、ばく露防止対策として 電離放射線の見える化を行うこと、ばく露防止用の保護具を身につけることという対策が有効です。下記に参考資料を掲載しましたので、電離放射線のばく露防止について、適切な対策をお願いいたします。



装着例

体幹部の装着位置

体幹部のうち、最も多く放射線にさらされるおそれのある部位

末端部の装着位置

末端部のうち、最も多く放射線にさらされるおそれのある部位

上記QRコードから電離放射線障害防止に関する参考資料をご覧ください。参考資料は、下記のとおりです。

- 令和3年4月1日施行改正電離則の解説動画 (動画)
- 医療機関における被ばく線量管理のヒント (動画)
- 事故事例から学ぶ放射線安全管理
- 個人の被ばく線量管理
- 医療分野における職業被ばくと放射線防護

掲載されているスライドはダウンロード可能です。

電離放射線障害防止に関する参考資料はこちら



石綿障害予防規則等の一部改正について

石綿によるばく露防止対策の強化を図ることを目的に、石綿障害予防規則等が改正され、段階的に施行されています。建築物の解体等を行う場合、あらかじめ、石綿等の使用の有無を調査する必要がありますが、令和5年10月1日より、石綿等の使用の有無を調査する者は、下記の要件が必要です。

- 特定建築物石綿含有建材調査者
- 一般建築物石綿含有建材調査者
- 一戸建て等石綿含有建材調査者 (一戸建て住宅・共同住宅の住戸内に限定)
- 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者



船舶の事前調査は上記とは別の要件を満たす必要があることにご注意ください。
令和8年1月1日からは、工作物の解体等に係る事前調査者の要件が求められます。

【石綿の関係法令はこちら】 【工作物調査者通達はこちら】 【工作物事前調査者要件はこちら】



(厚生労働省HP) (令和6年1月12日付け基発0112第2号)



宮崎で開催予定の建築物石綿含有建材調査者講習



(省令改正関係資料)

詳しくは4ページ参照。

県内で開催される石綿含有建材調査者講習は、(公社)宮崎労働基準協会、建設業労働災害防止協会宮崎県支部(建災防)において下記の日程で開催予定です。

(宮崎労働基準協会) 宮崎市で開催: 8月29日、30日 10月22日、23日
(建災防) 宮崎市で開催: 9月10日、11日 11月26日、27日 令和7年2月20日、21日

【お問い合わせ先】

宮崎労働基準協会 0985-25-1853
建災防 宮崎県支部 0985-20-8610



【宮崎労働基準協会HP】 【建災防宮崎県支部HP】

振動障害予防の健診を受けましょう

林業労働者(事業者・一人親方は除く)は巡回健診の補助を受けられます
宮崎県内各地で順次実施、健診費用を一部助成、林災防非会員も対象
お問い合わせ先 林災防 宮崎県支部 TEL: 0985-24-7930

